

茨城工業高等専門学校合宿研修所運営規則

〔 昭和 50 年 4 月 1 日 〕
制 定

(趣旨)

第1条 茨城工業高等専門学校合宿研修所（以下「研修所」という。）の運営は、この規則の定めるところによる。

(目的)

第2条 研修所は、合宿生活並びに研修を通じて、学生相互及び教職員との意志の疎通をはかり、併せて課外活動等の振興に寄与することを目的とする。

(運営)

第3条 研修所の運営については、校長の命を受けて、副校長（学生主事）があたる。

(使用の範囲)

第4条 研修所を使用できる者は、本校の学生及び教職員とする。ただし、校長が必要と認めた者には、使用させることができる。

(使用の許可)

第5条 研修所の使用を希望する者は、予め所定の使用許可願を提出して校長の許可を受けなければならない。

(使用の取消し)

第6条 研修所の管理上支障があると認められるとき、並びにこの規則又は細則に違反する行為があつた場合は、使用を取消すことがある。

(経費の負担)

第7条 研修所の使用にあたって管理上必要な経費を除いては、原則として使用者の負担とする。

(その他)

第8条 研修所の使用に関する細則は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 13 年 11 月 1 日から施行し、平成 13 年 10 月 1 日から適用する。